

参 考 資 料

1. 第2次千葉市自転車等の駐車対策に関する総合計画の策定経過・・・82
2. 千葉市自転車等駐車対策協議会委員名簿・・・・・・・・・・83
3. 千葉市の自転車等駐車場及び自転車保管場・・・・・・・・84
4. 自転車等の利用に関するアンケート調査の実施結果・・・・・・・・87
5. 第2次千葉市自転車等の駐車対策に関する総合計画（案）に対する
パブリックコメント手続の実施結果・・・・・・・・・・90
6. 千葉市まちづくり未来研究所（市民シンクタンクモデル事業）
による「自転車によるまちづくり」政策提言・・・・・・・・93
7. 千葉市自転車等の放置防止に関する条例・・・・・・・・・・94

1. 第2次千葉市自転車等の駐車対策に関する総合計画の策定経過

平成27年	3月	平成26年度第1回千葉市自転車等駐車対策協議会開催 (総合計画見直し着手について報告)
	6月	駅別自転車等利用実態調査
	10月	平成27年度第1回千葉市自転車等駐車対策協議会開催 (基本方針案について審議)
	12月	平成27年度第2回千葉市自転車等駐車対策協議会開催 (基本方針及び代表的な取組施策について審議)
		総合計画(案)のとりまとめ
平成28年	1月	総合計画(案)に対するパブリックコメント手続の実施
	2月	平成27年度第3回千葉市自転車等駐車対策協議会開催 (パブリックコメント手続による意見及び原案の修正について審議)
	3月	策定

2. 千葉市自転車等駐車対策協議会委員名簿（平成 27 年度）

区分	団体名（法人名）	役職	委員名	備考
学識経験者	大学教授（日本大学）	名誉教授	榛澤 芳雄	
	（公財）自転車駐車場整備センター	専務理事	鈴木 敦	平成28年2月16日まで
			大藤 朗	平成28年2月17日から
関係団体の 代表者	東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社	総務部 企画室長	小林 千佳	
	京成電鉄株式会社	計画管理部 計画担当課長	三井 和雄	平成27年8月28日まで
			林 祐悟	平成27年8月29日から
	千葉市女性団体連絡会	会長	杉本 明行	
	千葉都市モノレール株式会社	運輸部 営業課長	木内 淳爾	
	（社）千葉県バス協会	専務理事	花崎 幸一	
	千葉商工会議所	女性会 副会長	古谷 晴美	
	千葉市交通安全推進協議会	会長	鴻崎 豊隆	
	千葉市町内自治会連絡協議会	副会長	鳥越 將功	平成27年5月13日まで
		理事	小西 啓治	平成27年5月14日から
	千葉市青少年育成委員会会長会	会長	服部 恭子	平成27年6月12日まで
		会計	小川 稲子	平成27年6月13日から
	千葉市交通安全母の会	会長	水越 孝子	
	千葉市子ども会育成連絡会	会長	田原 洋子	
	千葉市PTA連絡協議会	副会長	植田 亜矢子	
関係行政機関 の職員	千葉県 環境生活部 生活安全課	課長	野溝 慎次	
	千葉県警察本部 千葉市警察部	総務課長	井出 明夫	平成28年2月16日まで
			鈴木 和幸	平成28年2月17日から
公募委員	—	—	清水 亘	

3. 千葉市の自転車等駐車場及び自転車保管場

自転車駐車場整備状況

平成28年3月31日時点

鉄道会社名	駅数	整備駅数	箇所数	面積 (㎡)	収容 台数	未整備 駅数	備考
JR東日本	18	18	97	64,295	54,828	-	
京成電鉄	13	12	36	5,296	3,868	1	
千葉都市モノレール	18	15	14	4,219	4,215	3	
計	49	45	147	73,810	62,911	4	

未整備駅 … 京成線／新千葉 千葉都市モノレール／市役所前・葭川公園・県庁前

※千葉中央駅は京成電鉄関連企業の民間駐輪場(536㎡・316台)あり

※栄町駅は千葉駅東口第5があるため未整備駅とはしていない。

種 別	駅数	箇所数	面積	収容台数	うち 一時利用
指定(有料)自転車駐車場	35	133	70,770	60,301	6,683
無指定(無料)自転車駐車場	10	14	3,040	2,610	-
計	45	147	73,810	62,911	6,683

■ JR東日本

※平成27年度に整備した駐輪場を含む。

No.	自転車駐車場名	面積 ㎡	収容 台数	うち一時 利用台数	区分	整備 状況	照明	供用 開始	土地の 所有者	駅からの 距離(m)
1	幕張本郷駅 第1	887	629	200	指定	舗装有	○	S58.5.14	市	190
└	幕張本郷駅 第1-2								0	-
2	幕張本郷駅 第2	890	895	0	指定	舗装有	○	S59.4.9	私	230
3	幕張本郷駅 第3	776	800	100	指定	舗装有	○	H2.4.1	私	410
4	幕張本郷駅 第4	554	631	0	指定	舗装有	○	S56.10.1	市(道路敷)	140
5	幕張本郷駅 第5	45	30	0	指定	舗装有	○	H21.4.1	市(道路敷)	150
6	幕張本郷駅 第6	65	35	0	指定	舗装有	○	H21.4.1	市(道路敷)	130
駅合計		3,217	3,020	300						
(廃)	幕張駅 第1								0	-
(廃)	幕張駅 第1-2								0	-
7	幕張駅 第1-3	326	226	0	指定	舗装有	○	H21.4.1	市	260
└	幕張駅 第1-4	144	91	0		舗装有	○	H21.4.1	市	260
8	幕張駅 第2	768	600	100	指定	舗装有	○	S56.4.21	市	220
9	幕張駅 第3	92	80	0	指定	舗装有	○	S53.11.8	市(道路敷)	260
10	幕張駅 第4	478	300	200	指定	舗装有	○	H7.9.1	市	100
└	幕張駅 第4-2	298	222	0		舗装有	○	H23.4.1	市	100
11	幕張駅 第5	331	158	0	指定	舗装有	○	H24.5.1	市(他課)	60
12	幕張駅 第6	430	245	0	指定	舗装有	○	H21.4.1	市	90
13	幕張駅 第7	369	243	0	指定	舗装有	○	H23.4.1	市	230
14	幕張駅 第8	107	75	0	指定	舗装有	○	H23.4.1	市	340
15	幕張駅 第9	232	150	0	指定	舗装有	○	H23.4.1	市	190
16	幕張駅 第10	0	80	0	指定	舗装有	○	H28.4.1	市	330
駅合計		3,575	2,470	300						
17	新検見川駅 第1	1,184	780	200	指定	舗装有	○	S53.11.1	私	220
18	新検見川駅 第2	300	251	0	指定	舗装有	○	S55.7.17	市(道路敷)	280
19	新検見川駅 第3	386	266	0	指定	舗装有	○	S55.2.20	市(道路敷)	130
20	新検見川駅 第4	610	494	0	指定	舗装有	○	S50.5.20	私	190
21	新検見川駅 第5	284	197	0	指定	舗装有	○	S53.11.1	市	200
22	新検見川駅 第6	1,619	953	100	指定	舗装有	○	S59.4.27	私	450
23	新検見川駅 第7	402	208	0	指定	舗装有	○	H9.4.1	市(道路敷)	200
24	新検見川駅 第8	528	335	0	指定	舗装有	○	H11.4.1	私	140
25	新検見川駅 第9	134	93	0	指定	路上	○	H19.4.1	市(道路敷)	250
26	新検見川駅 第10	167	132	0	指定	舗装有	○	H23.4.1	市	180
駅合計		5,614	3,709	300						
27	稲毛駅 第1	2,965	2,840	200	指定	高架下2層	○	S56.5.29	JR	260
└	稲毛駅 第1-2		315	0		高架下2層	○	H23.7.14	JR	260
28	稲毛駅 第2	879	825	100	指定	高架下2層	○	S56.5.29	JR	200
29	稲毛駅 第3	1,972	944	0	指定	舗装有	○	S60.4.4	JR	340
30	稲毛駅 第4	384	150	0	指定	舗装有	○	H21.12.1	私	190
駅合計		6,200	5,074	300						
31	西千葉駅 第1	1,883	2,000	100	指定	舗装有	○	S57.4.14	JR	220
32	西千葉駅 第2	231	127	0	指定	舗装有	○	S60.5.13	JR	220
33	西千葉駅 第3	160	203	203	指定	舗装有	○	H10.4.1	市(道路敷)	80
駅合計		2,274	2,330	303						
34	千葉駅 西口第1	572	400	0	指定	舗装有	○	S56.10.1	市	210
35	千葉駅 西口第2	40	33	33	指定	舗装有	○	H22.6.1	市(道路敷)	100
36	千葉駅 西口第3	79	66	66	指定	舗装有	○	H22.7.1	市(道路敷)	270
└	千葉駅 東口第1	250	382	200	指定	舗装有	○	S58.5.2	市	150
└	千葉駅 東口第1-2	439	300	0		立体2階2層		H8.11.18	市	150
38	千葉駅 東口第3	110	408	0	指定	舗装有	○	H21.7.1	市(道路敷)	150
39	千葉駅 東口第4	96	126	0	指定	舗装有	○	H20.4.1	市(道路敷)	260
40	千葉駅 東口第5	1,300	247	0	指定	舗装有	○	H20.4.1	市(道路敷)	370
41	千葉駅 東口地下	1,009	980	120	指定	道路地下	○	H8.9.1	市(道路敷)	150
42	千葉駅 北口第1	155	100	0	指定	舗装有	○	H11.6.1	市(道路敷)	170
└	千葉駅 北口第1-2	139	84	84		舗装有	○	H27.3.25	市(道路敷)	100
43	千葉駅 北口第2	264	330	100	指定	立体2階3層	○	H2.10.1	市	150
44	千葉駅 北口第3	829	630	100	指定	舗装有	○	H4.4.1	市	270
45	千葉駅 北口第4	747	495	0	指定	舗装有	○	H15.1.1	私	150
46	千葉駅 北口第5	331	196	196	指定	舗装有	○	H20.4.1	市(道路敷)	120
駅合計		6,360	4,777	899						
47	東千葉駅 第1	153	92	50	指定	舗装有		H24.8.1	市(道路敷)	60
48	東千葉駅 第2	53	35	0	指定	舗装有		H7.9.6	市(道路敷)	30
49	東千葉駅 第3	121	120	0	指定	舗装有		S58.12.20	JR	90
駅合計		327	247	50						

No.	自転車駐車場名	面積 ㎡	収容 台数	うち一時 利用台数	区分	整備 状況	照明	供用 開始	土地の 所有者	駅からの 距離(m)
50	都賀駅 第1	956	795	0	指定	舗装有	○	H26.4.1	私	210
51	都賀駅 第2	810	522	0	指定	舗装有	○	S56.10.12	市	300
52	都賀駅 第3	229	110	20	指定	舗装有	○	H2.4.15	市(道路敷)	170
53	都賀駅 第3-2	159	117	117		舗装有	○	H26.11.1	市(道路敷)	100
54	都賀駅 第4	308	190	0	指定	舗装有	○	H2.4.15	市(道路敷)	250
55	都賀駅 第5	155	100	0	指定	舗装有	○	H2.4.15	市(道路敷)	350
56	都賀駅 第6	1,119	805	0	指定	舗装有	○	H26.4.1	私	250
57	都賀駅 第7	65	60	0	指定	舗装有	○	H28.4.1	JR	180
58	都賀駅 第7-2	37	29	29		舗装有	○	H28.3.28	JR	110
59	都賀駅 第8	184	51	0	指定	舗装有	○	H28.4.1	市(道路敷)	60
60	都賀駅 第8-2	0	96	96		舗装有	○	H28.3.28	市(道路敷)	60
駅合計		4,022	2,875	262						
58	本千葉駅 第1	1,068	820	100	指定	舗装有	○	S63.4.1	JR	140
59	本千葉駅 第2	143	150	0	指定	舗装有	○	H4.4.1	JR	130
駅合計		1,211	970	100						
60	蘇我駅 第1	831	869	0	指定	舗装有	○	S57.11.10	私	130
61	蘇我駅 第2	353	290	0	指定	舗装有	○	H4.4.1	私	160
62	蘇我駅 第3	719	650	0	指定	舗装有	○	H1.4.1	市(道路敷)	330
63	蘇我駅 第4	361	591	0	指定	舗装有	○	H24.7.1	市	160
64	蘇我駅 第4-2	219	320	0		舗装有		H7.6.26	私	160
65	蘇我駅 第5	1,360	959	200	指定	舗装有	○	H9.3.1	市	220
66	蘇我駅 第6	369	350	0	指定	舗装有	○	H15.7.14	私	160
67	蘇我駅 第7	369	360	0	指定	舗装有		H20.4.1	JR	250
68	蘇我駅 第8	42	55	0	指定	舗装有	○	H20.4.1	市(道路敷)	310
69	蘇我駅 第9	652	537	50	指定	舗装有	○	H20.4.1	市(道路敷)	330
70	蘇我駅 第10	83	69	0	指定	舗装有	○	H22.7.1	市(道路敷)	430
71	蘇我駅 第11	412	296	0	指定	舗装有	○	H25.8.1	市(道路敷)	110
72	蘇我駅 第11-2	114	78	78		舗装有	○	H26.11.1	市(道路敷)	120
駅合計		5,884	5,424	328						
71	鎌取駅 第1	660	333	0	指定	舗装有	○	S61.3.28	市(道路敷)	130
72	鎌取駅 第2	260	176	0	指定	舗装有	○	H7.4.1	市	80
73	鎌取駅 第2-2	125	164	164		舗装有	○	H19.7.1	市	80
74	鎌取駅 第3	335	260	0	指定	舗装有		S61.4.1	市	70
75	鎌取駅 第4	360	135	10	指定	舗装有	○	H7.4.1	市	150
76	鎌取駅 第5	1,113	568	30	指定	舗装有	○	H4.3.1	私	210
77	鎌取駅 第6									
78	鎌取駅 第7	124	163	0	指定	舗装有	○	H19.7.1	市(道路敷)	110
79	鎌取駅 第8	377	496	0	指定	舗装有	○	H19.7.1	市(道路敷)	170
80	鎌取駅 第9	958	1,260	0	指定	舗装有	○	H19.7.1	市(道路敷)	350
81	鎌取駅 第10	331	436	0	指定	舗装有	○	H19.7.1	市(道路敷)	430
82	鎌取駅 第11	73	66	0	指定	舗装有	○	H19.7.1	市(道路敷)	90
83	鎌取駅 第11-2	0	50	50		舗装有	○	H28.3.28	市(道路敷)	50
駅合計		4,716	4,107	254						
81	誉田駅 第1	329	550	0	指定	立体2階3層	○	S63.11.1	市	60
82	誉田駅 第2									
83	誉田駅 第3									
84	誉田駅 第4	759	375	100	指定	舗装有	○	H16.4.1	市	180
85	誉田駅 第5	680	464	100	指定	舗装有屋根付	○	H18.4.1	市(道路敷)	130
86	誉田駅 第6	95	52	0	指定	舗装有	○	H8.8.8	市	340
駅合計		1,863	1,441	200						
85	土気駅 第1	490	650	100	指定	立体2階3層	○	S61.10.1	市	80
86	土気駅 第2	850	1,060	10	指定	立体2階3層	○	S62.4.1	市	110
87	土気駅 第3	377	220	0	指定	舗装有	○	H16.4.1	市	110
88	土気駅 第4	103	104	104	指定	舗装有	○	H20.4.1	市(道路敷)	40
89	土気駅 第5	228	143	0	—	舗装無	○	H21.4.1	市(道路敷)	360
90	土気駅 第6	207	110	0	指定	舗装有	○		JR	80
駅合計		2,255	2,287	214						
91	浜野駅 第1	1,397	425	200	指定	舗装有	○	H2.4.1	市	110
92	浜野駅 第2	672	600	0	指定	舗装有	○	H12.4.1	市	190
93	浜野駅 第3	1,050	900	100	指定	舗装有	○	H14.1.1	(株)ジェイ・エル・東日本都市開発	240
駅合計		3,119	1,925	300						
94	海浜幕張駅 第1	1,192	1,363	623	指定	舗装有	○	S61.3.3	市(道路敷)	140
95	海浜幕張駅 第2	416	650	0	指定	高架下2層	○	H12.4.1	市	150
96	海浜幕張駅 第3	1,830	1,180	0	指定	舗装有	○	H15.8.11	(株)ジェイ・エル・東日本都市開発	210
97	海浜幕張駅 第4	185	169	169	指定	舗装有	○	H22.6.1	市(道路敷)	90
駅合計		3,623	3,362	792						
98	検見川浜駅 第1	1,855	2,930	100	指定	立体2階3層	○	S61.3.3	市	70
99	検見川浜駅 第2	1,845	1,780	0	指定	舗装有	○	H2.4.1	市	70
100	検見川浜駅 第3	107	116	116	指定	舗装有	○	H22.11.1	市(道路敷)	80
101	検見川浜駅 第4	60	64	0	指定	舗装有	○	H22.11.1	市(道路敷)	90
102	検見川浜駅 第5	183	146	0	指定	舗装有	○	H22.11.1	市(道路敷)	150
駅合計		4,050	5,036	216						
103	稲毛海岸駅 第1	845	1,300	100	指定	立体2階3層	○	S61.3.3	市	90
104	稲毛海岸駅 第2	328	220	0	指定	舗装有	○	S61.3.3	市	140
105	稲毛海岸駅 第2-2	123	80	0		舗装有		H8.4.5	JR	—
106	稲毛海岸駅 第3									
107	稲毛海岸駅 第4	296	260	0	指定	舗装有	○	H2.4.1	市	90
108	稲毛海岸駅 第5	352	420	0	指定	舗装有	○	H4.4.1	市(道路敷)	70
109	稲毛海岸駅 第6	540	650	0	指定	舗装有	○	H4.4.1	市(道路敷)	90
110	稲毛海岸駅 第6-2									
111	稲毛海岸駅 第7	1,545	1,300	0	指定	舗装有	○	H5.4.1	市	250
112	稲毛海岸駅 第8	380	500	500	指定	舗装有	○	H19.4.1	市(道路敷)	190
駅合計		4,409	4,730	600						
110	千葉みなと駅 第1	463	306	100	指定	舗装有	○	S62.4.1	市(道路敷)	160
111	千葉みなと駅 第2	211	123	0	指定	舗装有		H7.9.1	市(道路敷)	90
112	千葉みなと駅 第3	645	410	0	指定	舗装有	○	H19.4.1	市	110
113	千葉みなと駅 第4	257	205	0	指定	舗装有		H19.4.1	市(道路敷)	40
駅合計		1,576	1,044	100						
JR合計		64,295	54,828	5,818						

■ 京成電鉄

No.	自転車駐車場名	面積 ㎡	収容 台数	うち一時 利用台数	区分	整備 状況	照明	供用 開始	土地の 所有者	駅からの 距離(㎡)
114	京成幕張駅 第1	188	116	0	指定	舗装有	○	H21.4.1	市(他課)	40
	駅合計	188	116	0	1					
115	西登戸駅 第1	39	30	0	—	舗装有		S60.12.26	京成	40
116	みどり台駅 第1	199	225	110	指定	舗装有	○	S56.4.7	京成	60
117	京成稲毛駅 第1	627	460	100	指定	舗装有	○	H6.6.1	市	110
118	京成稲毛駅 第2	144	110	0	指定	舗装有	○	S55.3.13	市(道路敷)	70
(廃)	京成稲毛駅 第3	0	0	0	0	舗装有	○	S62.4.15		180
	駅合計	771	570	100						
119	検見川駅 第1	635	570	0	指定	舗装有	○	S60.2.5	市(道路敷)	200
120	検見川駅 第2	19	20	0	指定	舗装有		H26.4.1	市(道路敷)	30
121	検見川駅 第3	99	90	90	指定	舗装有	○	H21.10.1	京成	10
	駅合計	753	680	90						
122	千葉中央駅 第1	41	42	42	指定	舗装有	○	H23.4.1	市(道路敷)	150
123	千葉寺駅 第1	52	43	0	指定	舗装有	○	H23.4.1	市(道路敷)	20
124	千葉寺駅 第2	178	148	0	指定	舗装有	○	H23.4.1	市(道路敷)	130
125	千葉寺駅 第3	104	87	87	指定	舗装有	○	H23.4.1	市(道路敷)	80
126	千葉寺駅 第4	209	174	0	指定	舗装有	○	H23.4.1	市(道路敷)	160
127	千葉寺駅 第5	199	180	0	指定	舗装無	○	H4.4.1	京成	160
	駅合計	742	632	87						
128	大森台駅 第1	319	300	55	指定	舗装有	○	H4.2.1	京成	80
129	大森台駅 第1-2	102	80	0		舗装有		H9.4.1	京成	—
129	大森台駅 第2	274	125	0	指定	舗装有	○	H24.8.1	市(他課)	110
	駅合計	695	505	55						
130	学園前駅 第1	595	179	0	—	舗装有	○	H7.4.1	市(他課)	120
131	学園前駅 第2	262	218	0	指定	舗装有	○	H23.4.1	市(道路敷)	40
131	学園前駅 第2-2	95	79	79		舗装有	○	H23.4.1	市(道路敷)	40
	駅合計	952	476	79						
132	おゆみ野駅 第1	830	500	10	指定	舗装有	○	H7.4.1	京成	160
133	おゆみ野駅 第2	86	92	92	指定	舗装有	○	H23.4.1	市(道路敷)	30
	駅合計	916	592	102						
	京成合計	5,296	3,868	665						

■ 千葉都市モノレール

No.	自転車駐車場名	面積 ㎡	収容 台数	うち一時 利用台数	区分	整備 状況	照明	供用 開始	土地の 所有者	駅からの 距離(㎡)
134	千城台駅 第1	1,283	1,400	100	指定	舗装有	○	S63.3.28	市(道路敷)	100
	駅合計	1,283	1,400	100	1					
135	千城台北駅 第1	375	250	0	—	舗装有	○	H9.3.27	市(道路敷)	60
136	小倉台駅 第1	206	200	0	—	舗装有		H7.6.1	市	70
137	小倉台駅 第2	119	100	0	—	舗装有		H7.6.1	市	90
138	小倉台駅 第3	133	170	0	—	舗装有		H10.4.1	市	70
	駅合計	458	470	0						
139	桜木駅 第1	265	300	0	—	舗装有		H9.5.10	市(道路敷)	40
140	みつわ台駅 第1	558	500	0	—	舗装有		S63.3.28	市	130
141	動物公園駅 第1	86	89	0	—	舗装有		S63.3.28	市(道路敷)	90
142	スポーツセンター駅 第1	498	380	100	指定	舗装有	○	S63.3.28	市(道路敷)	100
143	スポーツセンター駅 第2	260	177	0	指定	舗装有	○	H20.4.1	市(道路敷)	100
	駅合計	758	557	100						
144	穴川駅 第1	120	243	0	—	舗装有		H13.2.1	市(道路敷)	70
145	天台駅 第1	131	216	0	—	舗装有		H10.7.1	市(道路敷)	70
146	作草部駅 第1	110	140	0	—	舗装有		H10.7.1	市(道路敷)	50
147	千葉公園駅 第1	75	50	0	—	舗装有		H9.3.22	市(道路敷)	50
—	栄町駅									
	モノレール合計	4,219	4,215	200						

■ 千葉市自転車保管場一覧

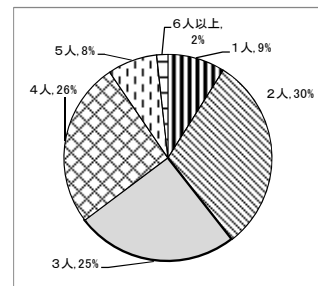
No.	自転車保管場名	面積 (㎡)	収容 台数	住所	電話番号
1	末広	4,171	3,700	中央 末広3丁目23番	208-0461
2	都賀	1,160	1,140	若葉 都賀2丁目1番地先	233-6665
3	高浜	4,146	3,500	美浜 高浜2丁目3番	247-3838
4	浜田	1,767	1,700	美浜 浜田2丁目126番地先	276-2284
5	菅田	1,789	1,200	緑 菅田町2丁目地先	291-4041
6	千葉駅西口	388	200	中央 新千葉2丁目11番地先	238-0331
7	幕張	704	400	花見川 幕張町5丁目193-1	271-8022
8	西千葉	飯)666	665	中央 春日1丁目20番地先	206-1201
	合計	14,125	12,505		

4. 自転車等の利用に関するアンケート調査の実施結果

「自転車駐車場の利用」に関するアンケート調査 集計結果（インターネットモニターアンケート H27. 4）

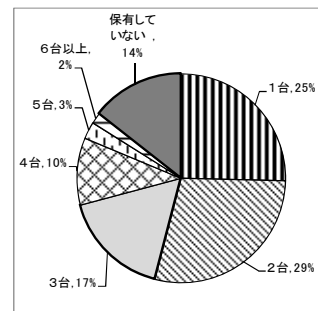
Q 1

設問	駐輪場の利用についてお聞きます。 ご自身を含め、同居家族は何人ですか。	回答数	割合
選択肢	1人	112	9%
	2人	380	30%
	3人	317	25%
	4人	321	26%
	5人	97	8%
	6人以上	22	2%
設問意図	自転車保有台数の推計	1,249	100%



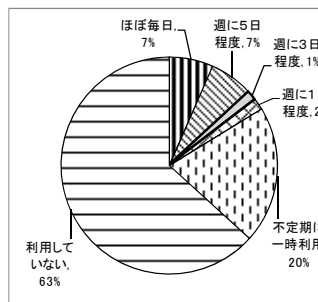
Q 2

設問	家族で何台の自転車を保有していますか。	回答数	割合
選択肢	1台	317	25%
	2台	358	29%
	3台	210	17%
	4台	130	10%
	5台	33	3%
	6台以上	21	2%
	保有していない → Q7へ	180	14%
設問意図	自転車保有台数の推計	1,249	100%



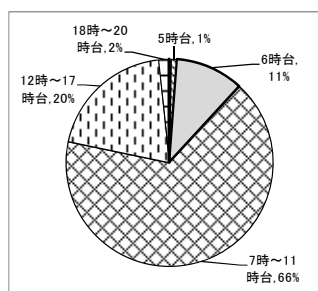
Q 3

設問	最近1年間に市営の駐輪場を利用しましたか。	回答数	割合
選択肢	ほぼ毎日	71	7%
	週に5日程度	71	7%
	週に3日程度	16	1%
	週に1日程度	18	2%
	不定期に一時利用(1日1回100円、回数券利用等)したことがある	221	20%
	利用していない → Q7へ	684	63%
設問意図	一時利用・定期利用の適正割合検討	1,081	100%



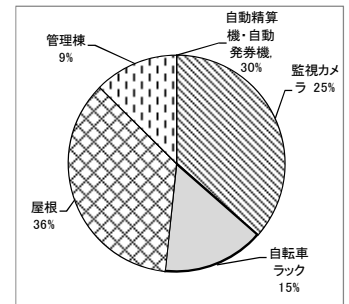
Q 4

設問	通常、何時ごろに駐輪場に入場しますか。	回答数	割合
選択肢	0時～4時台	1	0%
	5時台	4	1%
	6時台	44	11%
	7時～11時台	275	66%
	12時～17時台	83	20%
	18時～20時台	7	2%
	21時～23時台	0	0%
設問意図	管理人の配置時間の検討	414	100%



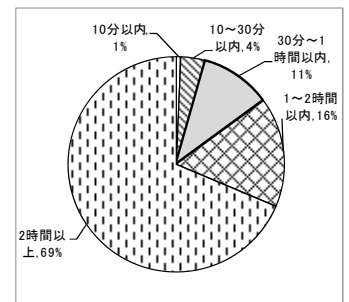
Q 5

設問	駐輪場の設備には何が必要だと思いますか。	回答数	割合
選択肢	自動精算機・自動発券機 (管理人不在の駐輪場で一時利用を可能にする設備)	0	0%
	監視カメラ	197	36%
	自転車ラック	82	15%
	屋根	193	36%
	管理棟(常駐の管理人)	68	13%
設問意図	駐輪場の質の向上に向けた検討	540	100%



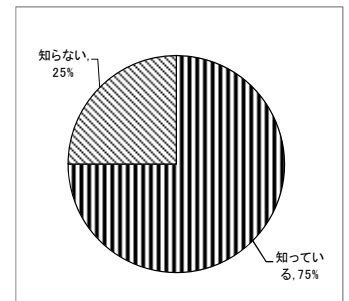
Q 6

設問	一部の駐輪場では、一時利用(※)をすることができますが、どの程度の時間であれば、駐輪場を利用しようと思いますか。 ※一時利用: 1日1回100円または回数券利用(一時利用11回分1,000円)	回答数	割合
選択肢	10分以内	3	1%
	10～30分以内	16	4%
	30～1時間以内	46	11%
	1～2時間以内	71	16%
	2時間以上	298	69%
設問意図	自転車の放置に関する市民意識の把握	434	100%



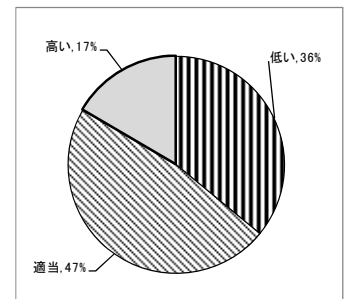
Q 7

設問	少しの時間でも路上等に駐輪、放置してはいけないことを知っていますか。	回答数	割合
選択肢	知っている	937	75%
	知らない	312	25%
設問意図	自転車の放置に関する市民意識の把握	1,249	100%



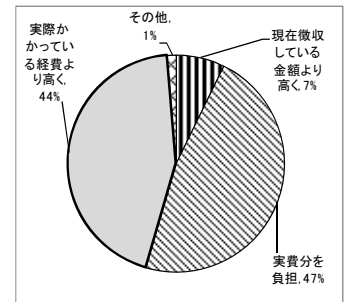
Q 8

設問	市では、路上などに駐輪している自転車の撤去を行っており、引取りの際、2,000円を徴収していますが、この金額をどのように思いますか。 なお、自転車1台あたりの放置自転車対策費(※)は約4,000円を要しています。 ※放置自転車対策費: 放置自転車の撤去・保管・返還、追放指導等に要する費用	回答数	割合
選択肢	低い → Q9へ	449	36%
	適当 → Q11へ	593	47%
	高い → Q10へ	207	17%
設問意図	自転車の放置に関する市民意識の把握	1,249	100%



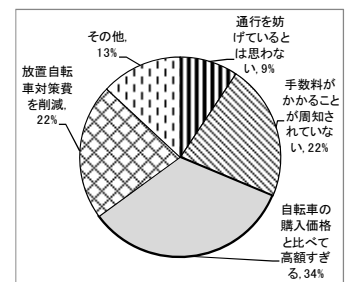
Q 9

設問	Q8で「a.低い」と回答した方にお聞きます。 その理由は何ですか。	回答数	割合
選択肢	放置自転車防止のため、3,000円程度徴収（現在徴収している金額より高く）	33	7%
	自転車1台あたりの放置自転車対策費4,000円程度を徴収（実費分を負担）	215	47%
	放置自転車防止のため、5,000円程度徴収（実際にかかっている経費より高く）	201	44%
	その他	6	1%



Q 1 0

設問	Q8でc.高いと回答した方にお聞きます。 その理由は何ですか。	回答数	割合
選択肢	放置自転車が通行を妨げているとは思わない	20	9%
	引取りの際に、手数料がかかることが周知されていない	47	22%
	自転車の購入価格と比べて高額すぎる（1万円程度でも購入できるため）	72	34%
	1台あたりの放置自転車対策費を削減すべき	47	22%
	その他	28	13%
設問意図	自転車の放置に関する市民意識の把握	214	100%



5. 第2次千葉市自転車等の駐車対策に関する総合計画（案）に対するパブリックコメント手続の実施結果

1 募集期間 平成28年1月5日（火）から平成28年2月4日（木）

2 募集結果

意見の提出方法	人数	件数
郵送	0	0
ファクシミリ	0	0
電子メール	3	21
持参	0	0
合計	3人	21件

3 項目別の意見数

項 目	件 数
駐輪場設備の質及び利便性向上	4
駐輪場の民間による一体的管理に向けた検討	2
駐輪場利用料金及び移動・保管手数料の改定に関する検討	4
駐輪場定期利用事前受付の料金納付方法に関する利便性向上	1
駅別駐輪場整備計画に基づく駐輪場の整備及び統廃合	1
民間主体の駐輪場確保の促進	3
鉄軌道事業者等による駐輪場整備促進と協力体制の強化	1
放置自転車等の保管・返還業務の効率化・迅速化等による撤去体制の強化	1
放置自転車対策における関連事業者等との連携強化及び啓発活動等の実施	1
その他	3
合 計	21件

4 計画（案）を修正した箇所 2箇所

5 意見の概要と市の考え方 別紙のとおり

第2次千葉市自転車等の駐車対策に関する総合計画(案) 意見の概要と市の考え方

No.1

NO	意見の項目	対象ページ	意見の概要	「市の考え方」	修正
1	駐輪場設備の質及び利便性向上		駐輪場の安全・安心利用のため、きちんと照明設備などを整備する必要はあると考えますが「監視カメラ」を設置し監視することは、利用者自身の盗難対策をあいまいにすることにも繋がり、得策とは思えません。安易な設置には反対します。	利用者に自転車の盗難被害の予防を促すため、ツーロックを励行する注意看板を設置するとともに整理員による巡回回数の増加や所轄警察署に対しパトロールの強化を依頼しております。 また、平成28年度は、自転車盗難の多い駐輪場において必要最低限の監視カメラを設置し、その効果検証を行う予定です。	○
2			監視カメラを希望する市民は多いかもしれないが、その費用対効果はどうなのかしっかり検証すべき。安易に設置場所を増やさないでほしい。	今後は、その検証結果を踏まえ、設置場所や台数などの整備計画を検討してまいります。	
3		P23	盗難の防止には、本人の自衛策を徹底するよう、啓発に努め、監視カメラの設置は必要最低限にとどめるべきと考えるので、どこでも安易に設置する流れにならぬように、パトロールの強化も含め、設置については最後の手段とすること。	なお、ご意見を踏まえ、総合計画(案)では「監視カメラを導入する」としていた表現を「注意看板や監視カメラの設置など効果的な対策を実施していく。」に修正いたします。	
4			電動アシスト車や三輪車などに対応する場所を設けても、空いている場所を見つけないが大変では意味がない。普通車と兼用できる形を検討すべき。	収容率に余裕がある駐輪場については、1台あたりの駐車幅を拡大し、多様な車種の自転車がどこでも停められるように検討してまいります。収容率に余裕のない駐輪場については、駐車位置を指定するとともに場内案内看板により誘導を行ってまいります。	-
5	駐輪場の民間による一体的管理に向けた検討		指定管理者制度の導入により市の業務が効率化されるのは良いと思うが、指定管理者が請け負うほどまみのある事業になりうるのか？	指定管理者制度を含めた公設・民営による一体的管理の駐輪場の導入については、利用者サービス・利便性の向上や経営コストの縮減の観点から民間のノウハウを活用し、効率的かつ持続的に行うことが可能かどうか、また、市側の業務効率化などについて検討を進めてまいります。	-
6		P24	民間ならではのノウハウで、自転車のメンテナンスができたり、保険に入る手続きができたり、自転車を磨いてくれたり、雨が降ったらカッパを貸してくれたり、汗を拭くおしぼりがあったり等、血の通うサービスがあってもいいかと思う。そのような民間駐輪場の設置も検討課題としていただきたい。		
7	駐輪場利用料金及び移動・保管手数料の改定に関する検討		放置自転車の撤去や保管にどれだけ税金を使っているかを広く市民に知らせるべき。	ホームページに放置自転車対策等に関わる費用を公表しております。詳しくは千葉市自転車対策課ホームページをご参照ください。 自転車対策課HP https://www.city.chiba.jp/kensetsu/doboku/bicycle/ko_uhyoudata_houchi.html	-
8		P25	放置自転車の移動保管に要する費用は、赤字にならないよう料金を考えるべき。	放置自転車の移動・保管に要する費用については、運搬費、保管場の管理運営費及び修繕費等の管理コストがかかります。これらの費用については、自転車等を放置した方々から料金により賄うことを原則と考えております。今後は、返還率に配慮しつつ、移動・保管に要する費用に応じた料金とする改定を検討してまいります。	-
9			無料駐輪場の有料化は慎重に検討すべき。モノレール沿線は都賀駅に自転車が集中してしまう可能性がある。モノレール乗客の減少にもなりかねない。	無料駐輪場の有料化については、駐輪場利用における公平性の観点のほか、モノレール利用者への影響を踏まえて検討してまいります。なお、検討にあたっては、千葉都市モノレール(株)との協議や千葉市自転車等駐車対策協議会で審議してまいります。	-
10			モノレール駅周辺の駐輪場の有料化を検討するとあるが、有料化した場合、モノレールの乗客が減る恐れもある。自転車とモノレールの組み合わせが、便利で経済的だと、感じられるようなサービスを、モノレール株式会社と、市民との3社で、アイデアを出し合い、勉強や話し合いを積みかさねて作り出して頂きたい。		
11	駐輪場定期利用事前受付の料金納付方法に関する利便性向上	P26	納付書や利用証を送付する費用や、収納代行事業者に払う費用などが新たにかかるが、なるべくコストダウンを考えてほしい。	平成28年度の定期利用事前受付から導入した納付書払いによる利用料金収納では、従来、利用者が直接現地窓口へ出向き、利用料金の納付手続きを行っていたものに対して、身近なコンビニエンスストア、金融機関、インターネット決済により利用料金を支払うことが可能となったことから、利用者サービスの向上が図られるとともに、現地窓口での現金収受にかかる事務負担の削減により、これまでに比べコストダウンが図られております。	-

第2次千葉市自転車等の駐車対策に関する総合計画(案) 意見の概要と市の考え方

No.2

NO	意見の項目	対象ページ	意見の概要	「市の考え方」	修正
12	駅別駐輪場整備計画に基づく駐輪場の整備及び統廃合	P27	駐輪場統廃合は必要だと思いますが、地域理解を得るためにも、地域住民が参加する「駐輪場(放置自転車)地域対策会議」のようなものを設置し、廃止する必要性について理解を求めたり、廃止後の活用等について意見を聞くことが必要ではないか。	駐輪場の設置、廃止及び廃止後の利活用などについては、市民団体の代表者や公募による市民などから構成される千葉市自転車等駐車対策協議会で審議し、意見を反映することとしております。	—
13	民間主体による駐輪場の確保の促進		駐輪場設置に関して民間事業者に協力をいただくことは非常に大切なこと。	商店街が占有者となった路上駐輪場や商業店舗自らが敷地内に短時間利用が無料となるコイン式駐輪場を整備するなど民間による駐車対策が行われています。今後もこのような民間駐輪場の整備が促進されるよう働きかけを行ってまいります。	—
14		P29	駅近くで比較的放置自転車が多いところ(千葉・稲毛・稲毛海岸・検見川浜・西千葉・みつわ台など)は一時利用駐輪場が不足しているのではないかと。近隣事業者と協議して早急に整備すべき。	ご意見のあった駅は、主に買い物などで駅周辺の商業施設を利用する短時間の駐車需要による放置自転車が多いと考えており、千葉駅、稲毛海岸駅、検見川浜駅では、近隣事業者と一時利用駐輪場の設置について協議を行っております。稲毛駅、西千葉駅では、民間の一時利用駐輪場が整備されております。みつわ台駅については、千葉都市モノレール(株)との有料化に関する協議を踏まえ、一時利用駐輪場の設置を検討してまいります。	—
15			商店街としての組合もないようなところでは、市が変わって駐輪場を作り、各店舗に負担金を払ってもらうなど、何らかの対策が必要ではないでしょうか。	各商業店舗に必要な駐輪場は、施設設置者自らが駐輪場を設置することを原則として考えております。なお、歩道幅員に余裕がある場合は、駐輪器具を適切に管理できる公共交通事業者などが整備する路上駐輪場について占用許可を行うものとしております。	—
16	鉄軌道事業者等による駐輪場整備促進と協力体制の強化	P30	非常に大きな駅利用者数を持つ鉄道事業者に駐輪場の付置義務がないことによりささか違和感を覚えます。さらなる駐輪場設置が必要な場合などは鉄道事業者の役割としての設置を促すことや、また市営駐輪場での整理や駐輪場への誘導などの人的支援への協力、撤去の協力など、要望すべきではないか。	「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」(自転車法)では、鉄道事業者により市町村に対して駐輪場整備のための鉄道用地の譲渡や貸付等の協力義務を課しているものの鉄道事業者自らが駐輪場を設置することまでは定められておりません。しかしながら、鉄道関連事業者による駐輪場整備は実施されており、引き続き同様な駐輪場整備を要望するとともに、駅構内への放置自転車対策に関するポスター掲示など協力体制を強化してまいります。	—
17	放置自転車等の保管・返還業務の効率化・迅速化等による撤去体制の強化	P31	放置自転車の撤去の頻度が上がって、放置が減っているようですが、これも、また、頻度が下がってしまえば、もとに戻ってしまいます。不法駐輪はしてはいけないという市民の意識が定着するまで、一気に手を緩めることの無いよう、撤去の継続をお願いします。	放置台数がピークであった平成17年6月の約15,000台から平成27年6月には約1,500台と約9割も減少したことは、関係機関が連携し、継続して放置対策に取り組んできた結果であり、今後も引き続き撤去を継続するなど放置対策の強化に取り組み、放置のさらなる解消と健全な生活環境の保全に努めてまいります。 なお、ご意見を踏まえ、「保管場の収容効率が向上することから、引き続き関係機関と連携し、撤去の維持・強化に取り組む。」を本文中に追記いたします。	○
18	放置自転車対策における関連事業者等との連携強化及び啓発活動等の実施	P32	啓発キャンペーンは、ただ駅前でティッシュを配るだけでは余り意味がない。市が自転車についてこれだけ様々な取り組みをしていることをイベントやホームページなどで知らせるべき。	引き続き啓発の機会を捉え、様々な活動に取り組むとともに、自転車安全利用講習会や出前講座などの市民参加型の取り組み内容についてホームページで紹介するなど工夫してまいります。	—
19	その他	—	市民シンクタンク「ちば未来研究所」で出た意見も記載しておくべき	ちば未来研究所から提言された意見については、本計画の資料編に掲載いたします。	—
20		—	コミュニティサイクルに関しては「駅拠点」が必要だと感じます。駅周辺の駐輪場の一角をサイクルポートとして活用することを検討いただきたい。	コミュニティサイクルについては、観光戦略としての回遊性機能の強化や都市交通の端末交通手段として位置付けるなど主にまちづくりの観点から施策を展開している事例が多く見受けられます。放置自転車対策である本計画においては検討項目といたしません。	—
21		—	地域特性を踏まえた対策は、地元の市民がかかわってこそ、独りよがりではない、具体策が進むのではないかと。手間はかかるかもしれないが、各区や駅を中心とした、対策チームに公募市民等市民を加えていくことを望む。	各種施策については、市民団体の代表者や公募による市民などから構成される千葉市自転車等駐車対策協議会で審議いただいており、協議会からの意見等を各種施策に反映しております。	—

6. 千葉市まちづくり未来研究所（市民シンクタンク事業）による
「自転車によるまちづくり」政策提言

千葉市まちづくり未来研究所（市民シンクタンク事業）とは

研究テーマについて知識・関心のある公募による研究員が、自主運営によるグループワーク等を通じ、政策提言を取りまとめ、さらに、その提言の実現に向け、様々な活動に主体的に参加する取り組みです。

千葉市まちづくり未来研究所では、平成 26 年 10 月から 15 名の研究員が「自転車によるまちづくり」をテーマに研究を行い、平成 27 年 11 月の政策提言後は、その実現に向けて様々な活動に取り組んでいます。

「自転車によるまちづくり」提言報告書のうち、駐車対策に関連する主な提言

①利便性向上を目的とした「指定管理者制度の導入」

○民間ノウハウを活用した主な利便性向上施策

- ・ レンタサイクルの運営
- ・ 空気入れ貸出・パンク修理サービス
- ・ コインロッカーサービス
- ・ 柔軟な料金設定
- ・ 広告宣伝収入の活用による運営コスト縮減 など

②事業者に対する駐輪場設置強化

- 放置拠点のデータベース化を吸引事業のリストアップ
- 規制強化による事業者への働きかけ強化
(附置義務の適用範囲拡大、罰則規定の導入)
- 事業者主導による駐輪場整備指導員の新設

※「自転車によるまちづくり」提言報告書

URL : https://www.city.chiba.jp/sogoseisaku/sogoseisaku/kikaku/sinnkutannku_teigen.html

本市では、今後の駐車対策の実施に際し、これらの提言を参考にさせていただき、引き続き駐輪場利用者のサービス・利便性の向上を図るとともに、官民一体となって駐車対策に取り組み、放置のない安全・安心なまちづくりを進めます。

7. 千葉市自転車等の放置防止に関する条例

千葉市自転車等の放置防止に関する条例（昭和 58 年 3 月 15 日条例第 9 号）

（目的）

第 1 条 この条例は、公共の場所における自転車等の放置を防止することにより、市民の生活環境の保全と都市機能の維持を図り、もって良好な都市環境の形成に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 2 条第 1 項第 11 号の 2 に規定する自転車をいう。
- (2) 原動機付自転車 道路交通法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する原動機付自転車をいう。
- (3) 自転車等 自転車及び原動機付自転車をいう。
- (4) 自転車駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
- (5) 公共の場所 道路、緑地帯、公園その他公共の用に供する場所をいう。
- (6) 利用者等 自転車等の利用者及び所有者をいう。
- (7) 放置 利用者等が、自転車等を離れて直ちにこれを移動することができない状態にあることをいう。

（市長の責務）

第 3 条 市長は、この条例の目的を達成するために必要な施策を実施しなければならない。

（市民の責務）

第 4 条 市民は、自転車等の放置の防止に関する意識を高め、この条例の目的を達成するため市長が実施する施策に協力しなければならない。

（利用者等の責務）

第 5 条 利用者等は、自転車駐車場以外の公共の場所に自転車等を放置しないように努めなければならない。

- 2 利用者等は、通勤、通学等のための駅又は停留所への自転車等の近距離利用を自粛するように努めなければならない。
- 3 自転車の所有者は、当該自転車に自己の住所及び氏名を明記するように努めなければならない。

（自転車の小売業者の責務）

第 6 条 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たり、当該自転車に所有者の住所及び氏名を明記すること並びに自転車防犯登録を受けることを勧奨するように努めなければならない。

（鉄道事業者等の責務）

第 7 条 鉄道事業者等は、旅客のために必要な自転車駐車場の設置に積極的に努めるとともに、この条例の目的を達成するため市長が実施する施策に協力しなければならない。

(大型店舗等の設置者の責務)

第8条 百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設で規則で定めるもの(以下「大型店舗等」という。)を新築又は増築しようとする者は、その大型店舗等の利用者のために必要な自転車駐車を当該大型店舗等若しくはその敷地内又はその周辺に設置するように努めなければならない。

2 前項の規定により設置する自転車駐車場の規模は、大型店舗等の用途等を勘案し規則で定める。

(自転車駐車場の附置)

第8条の2 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域及び商業地域並びに第9条第1項に規定する自転車等放置禁止区域に隣接する敷地(以下「商業地域等」という。)内において、大型店舗等を新築し、又は増築しようとする者は、当該大型店舗等若しくはその敷地内又はその周辺に、当該大型店舗等の利用者のために必要な自転車駐車を設置しなければならない。

2 前項の規定により設置する自転車駐車場の規模は、大型店舗等の用途等を勘案し規則で定める。

(自転車駐車場の構造及び設備)

第8条の3 前条の規定により設置する自転車駐車場の構造及び設備は、利用者の安全が確保され、かつ、自転車等が有効に駐車できるものでなければならない。

(自転車駐車場の設置の届出)

第8条の4 第8条の2の規定により自転車駐車を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとする場合も、同様とする。

(適用の除外)

第8条の5 新たに商業地域等となった区域内において、大型店舗等を新築し、又は増築しようとする者が商業地域等となった日から起算して6月以内に大型店舗等の新築若しくは増築の工事に着手した場合、大型店舗等の新築若しくは増築に係る建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請をし、かつ、当該申請に係る申請書が受理された場合又は同法第18条第2項の規定による計画の通知をし、かつ、当該通知を建築主事が受けた場合については、第8条の2の規定は、適用しない。

(自転車駐車場の管理)

第8条の6 第8条の2の規定により設置された自転車駐車場の所有者又は管理者は、当該自転車駐車をその目的に適合するように管理しなければならない。

(立入検査等)

第8条の7 市長は、第8条の2から前条までの規定を施行するため必要な限度において、大型店舗等又は自転車駐車場の所有者又は管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に当該大型店舗等若しくは当該自転車駐車場に立ち入り、検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(措置命令)

第8条の8 市長は、第8条の2、第8条の3又は第8条の6の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、自転車駐車場の設置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(公表)

第8条の9 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を公表することができる。

- (1) 第8条の7第1項の報告若しくは資料の提出を求めた場合又は立入検査をしようとした場合において、大型店舗等又は自転車駐車場の所有者又は管理者がその求めに応じず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒み、若しくは妨げたとき。
- (2) 前条の規定による市長の命令に従わないとき。

- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表の対象となる者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(放置禁止区域の指定等)

第9条 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、自転車等の放置を禁止する必要がある公共の場所を自転車等放置禁止区域(以下「放置禁止区域」という。)として指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定により放置禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ関係機関の意見を聴くものとする。
- 3 市長は、放置禁止区域を指定したときは、その旨を告示するものとする。
- 4 市長は、必要があると認めるときは、放置禁止区域を変更し、又はその指定を解除することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

(自転車等の放置の禁止)

第10条 利用者等は、放置禁止区域内に自転車等を放置してはならない。

(放置自転車等に対する措置)

第11条 市長は、放置禁止区域内に自転車等を放置し、又は放置しようとする利用者等に対し、当該自転車等を自転車駐車場その他適切な場所に移動するように指導し、又は命ずることができる。

- 2 市長は、放置禁止区域内に放置されている自転車等があるときは、当該自転車等をあらかじめ市長が定めた場所(以下「保管場所」という。)に移動し、保管することができる。

第12条 市長は、放置禁止区域外の公共の場所において、自転車等が放置されていることにより市民の良好な生活環境又は都市機能が著しく阻害されていると認められるときは、当該自転車等を整理し、又は利用者等に対し、当該自転車等を自転車駐車場その他適切な場所に移動すべき旨を告知する注意札を当該自転車等に取り付けることができる。

- 2 市長は、前項の規定により注意札を取り付けたにもかかわらず当該自転車等が規則で定める期間継続して放置されているときは、当該自転車等を保管場所に移動し、保管することができる。

(移動した自転車等の措置等)

第 13 条 市長は、第 11 条第 2 項又は前条第 2 項の規定により自転車等を移動し、保管したときは、当該自転車等を移動した旨及びその保管場所等を明記した告知板等を当該移動をした場所又はその付近に設置しなければならない。

2 市長は、前項に規定する自転車等の利用者等を速やかに調査し、当該利用者等に引き取るよう通知する等自転車等を返還するために必要な措置を講じるものとする。

3 市長は、前項の規定による措置を講じたにもかかわらず引取りのない自転車等については、規則で定める期間保管しなければならない。

4 第 2 項に定める調査の方法、通知の内容及び自転車等を返還する場合の方法等については、規則で定める。

(移動及び保管に係る費用の徴収)

第 14 条 市長は、第 11 条第 2 項又は第 12 条第 2 項の規定により自転車等を移動し、保管したときは、移動及び保管に要した費用として次に掲げる額を当該自転車等の利用者等から徴収する。

(1) 自転車 2,000 円

(2) 原動機付自転車 3,000 円

2 市長は、自転車等を放置したことについて盗難その他やむを得ない事由があると認めたときは、前項の費用の徴収を免除することができる。

(引取りのない自転車等の処分)

第 15 条 市長は、第 13 条の規定に基づく措置等を講じたにもかかわらず引取りのない自転車等については、その保管に不相当な費用を要する場合は、当該自転車等を売却し、その代金を保管することができる。この場合において、当該自転車等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、市長は、当該自転車等につき告示した後廃棄等の処分をすることができる。

(自転車駐車場の利用)

第 16 条 本市が設置する自転車駐車場を利用する者は、市長が定める方法により自転車駐車場を利用しなければならない。

2 本市が設置する自転車駐車場のうち規則で定めるもの(以下「指定自転車駐車場」という。)の利用の種別は、次のとおりとする。ただし、第 2 号については、市長が指定する指定自転車駐車場に限るものとする。

(1) 定期利用 利用期間が 1 月又は 12 月の利用をいう。

(2) 一時利用 1 日 1 回限りの利用をいう。

3 指定自転車駐車場の利用期間は、1 年以内とする。ただし、年度の中途において利用の申し込みがあった場合においては、当該年度の末日までの期間以内とする。

4 自転車等以外の車両等について、市長が必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、指定自転車駐車場に駐車することができる。

5 市長は、指定自転車駐車場の整理に要する費用、駐車することができる時間その他指定自転車駐車場の利用に関し必要な事項を表示するため、標識を設けなければならない。

(整理に要する費用)

第 17 条 指定自転車駐車場を利用する者は、次の各号に掲げる利用の種別の区分に応じて、

当該各号に定める額の整理に要する費用を納付しなければならない。

- (1) 定期利用 別表(1)定期利用の表に定める額の範囲内において規則で定める額
 - (2) 一時利用 別表(2)一時利用の表に掲げる額(自動精算機により整理に要する費用を納付する指定自転車駐車場にあっては、同表1日1回につきの項に掲げる額)
- 2 市長は、必要があると認めたときは、前項の費用(同項第2号に定める額のうち、別表(2)一時利用の表回数利用(一時利用11回分)の項に掲げる額に係る利用及び自動精算機により整理に要する費用を納付する指定自転車駐車場の利用に係る費用を除く。)の納付を免除することができる。
- 3 既に納付した費用は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(自転車駐車場内の自転車等の移動等)

- 第18条 市長は、本市が設置する自転車駐車場内において自転車等が継続して置かれていること等により自転車駐車場の適正な利用に支障が生じていると認められるときは、当該自転車等の利用者等に対し、当該自転車等を速やかに引き取るように指導又は警告を行うことができる。
- 2 市長は、前項の規定による指導又は警告を行ったにもかかわらず、自転車等が引き続き置かれている場合は、規則で定めるところにより当該自転車等を保管場所に移動し、保管することができる。
- 3 第13条から第15条までの規定は、前項の規定により自転車等を移動し、保管した場合について準用する。
- 4 前3項の規定は、第16条第4項に規定する自転車等以外の車両等について準用する。この場合において、第14条第1項第2号中「原動機付自転車」とあるのは、「自転車等以外の車両等」と読み替えるものとする。

(自転車等駐車対策協議会)

- 第19条 自転車等の駐車対策に関する重要事項について調査審議するため、千葉市自転車等駐車対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。
- 2 協議会は、委員20人以内で組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 学識経験者
 - (2) 関係団体の代表者
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) 公募による市民
- 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

- 第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和 58 年規則第 61 号で昭和 58 年 9 月 5 日から施行。ただし、同条例第 3 条から第 6 条まで、第 8 条及び第 9 条の規定の施行期日は、昭和 58 年 10 月 1 日とする。)

(手数料の額の減額)

- 2 この条例の施行の日以後において、昭和 59 年 3 月 31 日までの有効期間の利用登録を受けた者に係る手数料の額は、別表の規定にかかわらず、同表に定める額の 2 分の 1 の額とする。

附 則(平成 3 年 9 月 27 日条例第 36 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の千葉市自転車の放置防止に関する条例第 7 条第 1 項の規定により自転車を整理する区域として指定されている区域は、この条例による改正後の千葉市自転車の放置防止に関する条例(以下「新条例」という。)第 9 条第 1 項の規定により自転車放置禁止区域として指定された区域とみなす。

- 3 新条例別表の規定の適用については、平成 4 年 4 月 1 日から平成 5 年 3 月 31 日までの期間に限り、同表中「500 円」とあるのは「400 円」と、「1,000 円」とあるのは「800 円」と、「5,500 円」とあるのは「4,400 円」と、「11,000 円」とあるのは「8,800 円」と、「250 円」とあるのは「200 円」と、「2,750 円」とあるのは「2,200 円」とする。

- 4 新条例第 13 条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に移動し、保管する自転車について適用し、同日前に移動し、保管している自転車については、なお従前の例による。

(施行日前における利用の手続等)

- 5 第 1 項の規定にかかわらず、施行日前の規則で定める日から施行日以後の自転車駐車場の利用について規則で定めるところにより利用の手続を行い、及び整理に要する費用を徴収することができる。

附 則(平成 8 年 3 月 19 日条例第 5 号)

- 1 この条例は、平成 8 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 17 条を第 18 条とし、同条の次に 1 条を加える改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この条例による改正後の千葉市自転車等の放置防止に関する条例第 14 条及び第 15 条(第 18 条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定は、この条例の施行の日以後に移動し、保管した自転車について適用し、同日前に移動し、保管した自転車については、なお従前の例による。

附 則(平成 9 年 3 月 21 日条例第 7 号)

この条例は、平成 9 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年 3 月 23 日条例第 5 号)

- 1 この条例は、平成 10 年 7 月 1 日から施行する。

- 2 この条例による改正後の千葉市自転車等の放置防止に関する条例別表(1)定期利用の表の規定は、この条例の施行の日以後の利用の申請に係る整理に要する費用について適用し、同

日前の利用の申請に係る整理に要する費用については、なお従前の例による。

附 則(平成 13 年 3 月 19 日条例第 2 号)

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 9 月 19 日条例第 44 号)

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の千葉県自転車等の放置防止に関する条例第 17 条第 1 項及び別表(1)定期利用の表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る申請に係る整理に要する費用について適用し、同日前の利用に係る申請に係る整理に要する費用については、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年 12 月 19 日条例第 53 号)

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から起算して 6 月以内にこの条例による改正後の千葉県自転車等の放置防止に関する条例(以下「新条例」という。)第 8 条の 2 に規定する商業地域等において、大型店舗等を新築し、又は増築しようとする者が新条例第 8 条第 1 項に規定する大型店舗等の新築若しくは増築の工事に着手した場合、大型店舗等の新築若しくは増築に係る建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請をし、かつ、当該申請に係る申請書が受理された場合、又は同法第 18 条第 2 項の規定による計画の通知をし、かつ、当該通知を建築主事が受けた場合については、新条例第 8 条の 2 の規定は、適用しない。

別表

(1) 定期利用

区分	利用期間	金額 (1 台につき)	
		本市住民	本市住民でない者
一般	1 月	2,000 円	3,000 円
	12 月	22,000 円	33,000 円
高校生以下	1 月	1,000 円	1,500 円
	12 月	11,000 円	16,500 円

(2) 一時利用

区分	金額 (1 台につき)
1 日 1 回につき	100 円
回数利用 (一時利用 11 回分)	1,000 円

備考 原動機付自転車に係る額は、これらの表に規定する額の 5 割増しとする。



2016 年は千葉開府 890 年

第2次千葉市自転車等の駐車対策に関する総合計画

～ ちばチャリ・Pプラン ～

発 行 平成28年3月

編 集 〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市建設局土木部自転車対策課

Email : bicycle.COP@city.chiba.lg.jp



千葉市
CHIBA CITY